

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A①

昇降設備とその要件とは何ですか？

- ◆ 荷を積み卸す作業を行うときに使用する昇降設備は、貨物自動車に取り付けられたものだけでなく、荷役作業場所に備え付けられ、作業の際に持ち運んで使えるものも含まれます。
- ◆ 単なる足掛かりのようなものでは、作業員が安全に昇降することができません。作業員の墜落・転落を防止するという目的に照らして、適切な昇降設備を設置することが必要です。



昇降設備の例



※昇降グリップ(手すり)がある方がより安全です

- ◆ 安全に昇降できるよう、昇降設備の構造は、手すりのあるものや、踏板に一定の奥行きがあるものにしましょう。
- ◆ 貨物自動車に設置されている昇降用ステップを使わせる場合は、三点支持(両手、両足の四点のうち三点で身体を支えること)ができるよう、昇降グリップをつけましょう。



▲ 鋼製グリップ

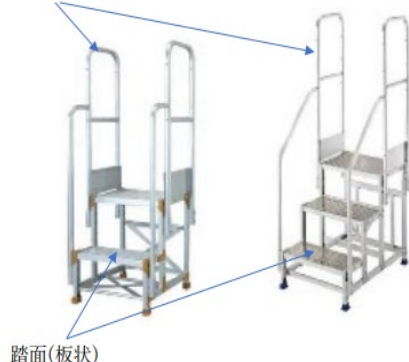
▼ ヒンジ連結タイプ



安全な昇降設備とはどのようなものですか？

- ◆ 地面から踏面(2段以上の場合は段差ごと)の段差が50cm以内であること
- ◆ 両足を置くことができる踏面幅であること
- ◆ 踏面表面上に滑り止め加工がされていること
- ◆ 踏面は板状またはスリット状であること(角柱状や棒状の場合は、三点支持による昇降ができる昇降グリップが必要)
- ◆ 車両取付型の場合は、リア、サイド、あおりなど車体側面から突出して1か所以上設置されていること
- ◆ 地面から荷台までの間に、荷台から見て足裏の半分以上の長さが視認できる踏面が1段以上設置されていること

手がかり(手すり)



踏面(板状)

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A②

保護帽の着用が必要な時、必要でない時はどんな場合ですか？

- ◆ 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量5トン以上
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフター（TGL）が設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときに限る。）
- ◆ テールゲートリフターが設置されている貨物自動車で荷役作業を行う場合で、以下の場合は保護帽の着用義務は適用されません。※
 - テールゲートリフターを使わずに荷を積み卸す作業を行う場合
 - テールゲートリフターを中間位置で停止させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないとき

		荷台側面が構造上 開放、開閉可能	それ以外
5トン以上		必要	必要
2トン以上 5トン未満	TGL設置	必要	必要（TGL使用時のみ）
	TGLなし	必要	不要

※保護帽着用の適用除外は、この部分のみ

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育とは何ですか？

- ◆ 労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない教育です。
- ◆ 特別教育は、厚生労働省告示で規定する科目及び時間数の内容で、社内で行うことが原則です。
- ◆ 特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。
- ◆ 特別教育の講師の資格要件はありませんが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければなりません。
- ◆ 社内で特別教育を行う代わりに、外部研修機関等が行う特別教育を受講させることでも差し支えありません。
- ◆ 特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することではありません。
- ◆ テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストストップ等の操作、昇降板の展開や格納の操作など、テールゲートリフターを使用する業務も含まれます。
- ◆ テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、または卸す作業を行う人にも、できるだけ特別教育を受けさせましょう。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A③

保護帽とは何ですか？その要件とはどんなものですか？

- ◆ **保護帽とは「ヘルメット」です。**労働安全衛生法第42条の規定に基づく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。
- ◆ この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があります。
- ◆ **荷役作業では、型式検定（国家検定）に合格した、帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた、「墜落時保護用」の製品を使用することが必要です。**

1 墜落時保護用

「墜落による労働者の危険を防止するため…」と規定されている作業時に着用

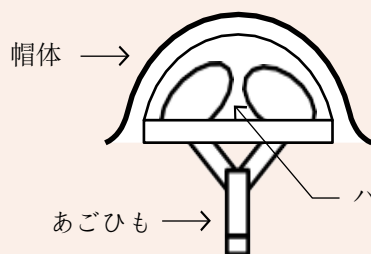
2 飛来・落下物用

「物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため…」と規定されている作業時に着用

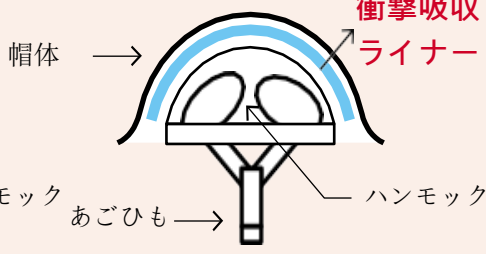
着用時のポイント

- ①「墜落時保護用」を使用すること
- ②傾けずに被ること
- ③あご紐をしっかりと確実に締めること
- ④破損したものは使わないこと
- ⑤耐用年数を守ること

飛来・落下物用



墜落時保護用



検定合格品には、検定合格標章が貼り付けられています。
「**墜落時保護用**」の記載があることを確認しましょう。

ここに注目！

荷役作業では、「飛来落下物用」しかないものは、使ってはいけません。

労働安全衛生規則等一部改正のQ&A④

テールゲートリフターを使用して荷を積卸す作業の特別教育について、省略は可能ですか？特別教育を行わなかった場合、罰則はありますか？

- ◆ 特別教育は労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに、事業主が行わなければならない教育です。
- ◆ 特別教育の受講者、科目等の**記録を作成し、3年間保存する必要**があります。
- ◆ 令和6年2月1日以降は、特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターによる荷役作業を行えなくなりますので、**現在テールゲートリフターによる作業を行っている人も含め**、令和6年1月31日までに忘れずに特別教育を受講してください。
- ◆ 特別教育カリキュラム

科 目	範 囲	時間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間以上
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間以上
関 係 法 令	法、令及び安衛則中の関係条項	0.5時間以上
実 技 教 育	テールゲートリフターの操作の方法	2時間以上

- ◆ 特別教育の科目の全部または一部について十分な知識と技能を有していると認められる労働者は、当該科目の特別教育を省略することができます。

省 略 可 科 目	荷役ガイドラインに基づく荷役作業従事者教育(教育内容にテールゲートリフターを含むもの)受講者	陸災防が令和4年度に実施した、「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」受講者	令和6年2月1日時点において荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に、6月以上従事した経験を有する者
テールゲートリフターに関する知識	省略可	省略不可	45分以上受講必要
テールゲートリフターの操作に関する知識	省略可	省略可	省略不可
関 係 法 令	省略不可	省略不可	省略不可
実 技 教 育	省略不可	省略不可	1時間以上の受講必要

- ◆ 特別教育を実施せず、労働者に作業を行わせた事業主は、労働安全衛生法第59条第3項に違反することとなり、「6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金」に、また、特別教育の記録を保存しなかった事業主は、労働安全衛生法第103条第1項に違反し、「50万円以下の罰金」となります。